附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

（登録申請書記載事項の変更に関する経過措置）

第二条　改正法附則第七条の規定による申請をしようとする金融商品取引業者は、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次条において「新金融商品取引業等府令」という。）別紙様式第一号により作成した変更登録申請書に、当該変更登録申請書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（運用権限の委託に関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託している金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）がこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同法第二十九条の二第一項第四号に掲げる事項（新金融商品取引業等府令第六条第二項第二号に係る部分に限る。）に係る改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条において「新金融商品取引法」という。）第三十一条第一項の規定による届出については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

２　この府令の施行の際現に金融商品取引法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託している登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた者に限る。）に係る新金融商品取引法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第三十三条の三第一項第十号に掲げる事項（新金融商品取引業等府令第四十四条第一号ロ⑵に係る部分に限る。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第二十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項及び第五項、信用金庫法第三十八条第一項、保険業法（平成七年法律第百五号）第十三条の規定により読み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項、保険業法第五十四条の三第二項並びに第百十条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　　茂

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１～７　略］	**別紙様式第１号**（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１～７　同左］